第1回埼玉県生物多様性保全戦略改定検討委員会 議事録

- 日 時 令和5年7月12日(水) 9時30分~11時30分
- 場 所 埼玉県県民健康センター 大会議室 C

◎開会 (司会)

それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は皆様お忙しいところ、第1回埼玉県生物多様性保全戦略改定検討委員会に御出席いた だき、誠にありがとうございます。

会議開会にあたり、1点お願いがございます。議事録作成のために本会議は事務局にて録音 させていただきます。ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに、埼玉県環境部みどり自然課長、星から御挨拶申し上げます。

◎あいさつ(星課長)

改めましておはようございます。御紹介いただきました県環境部みどり自然課長の星でございます。

本日はお忙しい中、また大変暑い中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。 また、本委員会の委員就任をお引き受けいただきまして厚く感謝申し上げます。

さて、県では生物多様性につきまして、初めて平成 19 年度に生物多様性保全県戦略を策定いたしました。こちらは、生物多様性について普及啓発を図るためのガイドライン的位置づけで発表したものでございます。

その後、生物多様性基本法等、生物多様性を取り巻く環境が変化するのに合わせまして、平成30年2月に、現行の計画である具体的な施策や目標を設定した県戦略を策定いたしまして、生物多様性保全の取組を進めてまいりました。

この現行の計画が令和3年度に計画期間を迎えることから、本来でしたら令和4年度から次期県戦略をスタートできるように、県庁内のワーキングで戦略の見直しについて検討を進めてまいりました。しかしこの間、新型コロナの影響で COP15 あるいは新たな戦略の策定が遅れまして、今年3月にようやく新たな国家戦略が策定されたということから、本日、県庁内でまとめた素案を皆様にお示しして検討いただくという運びになりました。

今回の国家戦略は、ネイチャーポジティブや 30by30 などこれまでの戦略と比べて社会や経済のあり方にも迫るような非常に多岐にわたる内容になっています。こうした新たな国の考え方を踏まえながら、とは言え埼玉県の特性に合った戦略を策定していきたいと考えております。今回お示しする素案はたたき台の段階のものでございますので、これから皆様の御意見をいただきながらより良い内容にブラッシュアップしていきたいと考えております。

今後 10 年に及ぶ本県の生物多様性保全の方向性を示す重要な戦略となりますので、委員の皆様には御負担をおかけしますが、御協力を賜りますようお願い申し上げまして私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

◎委員紹介(司会)

続きまして、委員の皆様の御紹介をいたします。 (名簿に沿って委員を紹介)

◎議事(1)委員長・副委員長選出

(司会)

それでは次第4議題に移ります。

まずは(1)委員長・副委員長の選出です。本委員会設置要綱第4条により、委員会には委員 長及び副委員長を置き、委員の互選により選出するとなっております。

委員長選出までの間、進行は事務局が行います。

(事務局)

それでは、委員長の選出をお願いしたいと思います。立候補あるいは御推薦をいただきたい と存じますがいかがでしょうか。

(牧野委員)

事務局の方にあらかじめ案があるようでしたらそちらをお示しいただいた方が効率がよろしいのではないかと思います。

(事務局)

皆様それでよろしいでしょうか。〈異議なし〉

それでは、事務局といたしましては委員長に立正大学の米林委員を、副委員長に東京大学の平尾委員を指名させていただきます。

皆様いかがでしょうか。〈異議なし〉

それでは米林委員に委員長を、平尾委員に副委員長をお願いしたいと存じます。米林委員長、 平尾副委員長に一言御挨拶をお願い申し上げます。

(米林委員長)

立正大学地球環境科学部の米林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま委員長を拝命いたしましたけれども、この委員会は埼玉県の生物多様性保全の指針となるような戦略を決めるという位置付けと理解しております。埼玉県内にもいくつか先行して地域戦略を決めている市町村があるかと思います。あるいは、県が一体どのような戦略を作るのか注目し、様子見している市町村もあろうかと思います。そういった県内の市町村に、さすが県は本気だということが分かるような実効性のある県戦略を作るために、お役に立てることがあれば微力ながら貢献したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(平尾副委員長)

東京大学の平尾でございます。副委員長を拝命いたしました。

私は大学院農学生命科学研究科森林科学専攻に所属しております。東京大学は全国に演習林という森林を持っておりまして、埼玉県には秩父演習林がございます。そこで普段は勤務しております。

今回、生物多様性保全戦略の会議ということですが、生物多様性国家戦略は非常に大きなこれまでと違った新しい概念を取り込んだ戦略となっておりまして、ここと県の戦略をいかに上手く融合させて良いものを作っていくかが重要になってくるかと思います。そういうところでお役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。

(事務局)

それではこれからの進行は米林委員長にお願い申し上げます。

◎議事(2)埼玉県生物多様性保全戦略の改定について

(米林委員長)

それでは次第に沿いまして「議題(2)埼玉県生物多様性保全戦略の改定について」ということで、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料に沿って説明)

資料1-1「埼玉県生物多様性保全戦略の改定について」

資料1-2「現行戦略の概要」

資料1-3「現行戦略目標の達成状況」

資料1-4「生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要」

(米林委員長)

ただいまの説明に関して御質問・御意見等はございますか。

(金子委員)

資料 1-3「現行戦略目標の達成状況」について、これはどのように判断しているのですか。 例えば、生物多様性の認知度が R3 年度は 70%となっていますが、これはどういう調査によるものでしょうか。

(事務局)

生物多様性の認知度は、県政世論調査というもので、県内の方で無作為に抽出した方に認知 度調査を行った結果で、R3 年度が 70.3%となっています。

(金子委員)

それはどういう質問内容になっているのですか。

(事務局)

「生物多様性という言葉を知っていますか」という設問に対して、「言葉の意味も含めて知っている」、「言葉は聞いたことがあるが意味は知らない」、「知らない」の三つの回答を選びます。このうち、「言葉の意味も含めて知っている」と「言葉は聞いたことがあるが意味は知らない」を合計した数字が 70.3%ということです。

(金子委員)

分かりました。言葉は知っていても、それを肯定的に考えるかどうかは含まれていないので すね。

(事務局)

そのとおり。あくまで言葉を知っているかの調査です。

(米林委員長)

その他はございますか。

(平尾副委員長)

基本戦略 I、Ⅱ、Ⅲというエリア別の戦略が資料 1 - 2「現行戦略の概要」に書かれていますが、目標が達成されている基本戦略と達成されていない基本戦略、その達成度の状況がそれぞ

れどのようになっているか説明いただけますでしょうか。

(事務局)

それは目標値ということでしょうか。

(平尾副委員長)

例えば基本戦略Iの達成度というのは、目標値である森林の整備面積のみによって評価されているのでしょうか。

(事務局)

はい、そのような建付けになっています。

(平尾副委員長)

そうなると、基本戦略ごとの施策数は個別に評価するものではないのでしょうか。

(事務局)

特に個別施策の数値評価は特段行っていません。数値としては資料 1 - 3 に載せているもののみとなっています。

(平尾副委員長)

それでは、基本戦略 I については目標値未達成ということで、基本戦略 II は目標達成済み、基本戦略 II は目標連続表現るは同様などのような表現を関する。

(事務局)

そのとおりです。

◎議事(3)次期埼玉県生物多様性保全戦略(素案)について

(米林委員長)

それでは関連しますが、議事(3)に移ります。次期埼玉県生物多様性保全戦略(素案)について、説明をお願いします。

(事務局)

(資料に沿って説明)

資料2-1「次期戦略(素案)の概要」

資料2-2「次期戦略(素案)全文」

(米林委員長)

委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますが、当日配布資料で事前に御意見をいただいているようですので、星野委員から簡単に御説明いただきたいと思います。

(星野委員)

(当日配布資料に沿って説明)

(米林委員長)

ありがとうございます。それでは他の委員はいかがでしょうか。

(金子委員)

資料1-3「現行戦略目標の達成状況」について、例えば「森林の整備面積」や「身近な緑の 創出面積」は増えている実感がないのに、数字上では増えていて目標達成済みとなっているの が気になります。今の御説明では、森林も平地林も減少しているので、こういった数字の上だけ で達成したという目標では意味がないと思います。もう少し実感できる目標設定にしていただ きたいです。

(牧野委員)

30by30 の推進が新しい概念として登場していて、それについて目標・取組を盛り込むと資料 2-1には書かれていますが、具体的に見当たりません。これは「森林の整備面積」や「みどりの保全面積」、「身近な緑の創出面積」などをトータルするという考えでしょうか。

(事務局)

資料2-1の3ページ目「主な取組」の1(1)戦略①の「OECM の取組の支援、促進」が30by30推進のための取組にあたります。OECM を広げていくことで、30%という数字を達成し、更に高めるということです。

(牧野委員)

その数値目標は何になるのでしょうか。

(事務局)

表の「自然共生サイト」認定数にあたります。

(牧野委員)

分かりました。

次は意見となりますが、埼玉県の場合 30by30 はそれほど努力しなくてもほぼ達成できそうな見通しだと聞いています。目標に掲げて達成するという手順は当然踏む必要があると思いますが、まず達成できるだろうというのが埼玉県の現実だと思います。日本列島全体で考えた場合には、達成できない県はあるのでしょうか。その場合、埼玉県は 30by30 達成済みなのでそれ以上踏み込まないとするのか、他に埋め合わせを必要とする県があるのであれば、30by30 とは言わず、もっと 35by35 くらいまで踏み込むのか、どういった考えで行くのでしょうか。

(米林委員長)

後段に関しては、生物多様性基本法第 13 条で区域内における方針を定めなさいとされていますので、基本埼玉県内と考えてよろしいかと思います。

事務局から補足説明はありますか。

(事務局)

他県の状況としては、具体的な数字は今持ち合わせていませんが、当然達成が難しい県があるとは聞いています。埼玉県の 30by30 については、国で数字を精査中ですが、30 という数字自体は達成見込みであろうというのが正直なところです。ただ、30 だけ達成すればいいということではなく、さらにその先も見据えて伸ばしていくような形で次期戦略は考えておりますので、御承知おきいただければと思います。

(江村委員)

私は素案全体をざっと見て、現行戦略と比べてカタカナ用語が非常に多くなっていると思い

ました。私ももう一度調べなければならないような内容のカタカナ用語もあるので、出来るだけカタカナ用語を使わない方が良いと思います。この戦略は、大体中高生を意識して作ると良いと思います。特に目次やタイトルについて、国の目標のタイトルなどをそのまま持ってくるとやはりカタカナが多いので、そこは出来るだけ配慮した方が良いと考えます。例えばプラットフォームという言葉は基盤と置き換えるなどちょっとした工夫をしたら良いと思ったのが一つです。

もう一つ似た意見ですが、農業の部分で 26 ページに「IPM」という言葉が出ていますが、これも現場から IPM という言葉が分からないという意見があり、今年の 4 月から農水省が「総合防除」という言葉に置き換えたといういきさつがあります。そのあたりを工夫していただきたいと思いました。

最後に、全体的に県の役割について一項目起こして書いている点が、現行戦略に比べると県の役割がしっかりしていて良いと思いました。細かな言葉尻は今後修正がたくさんあると思いますが、全体的なこととして発言しました。

(碓井委員)

まず質問ですが、現行戦略ができた後、県から市町村に対してより細かな説明あるいは指導、 相談といったものは何件くらい行いましたか。

(事務局)

申し訳ございませんが、今この場で即答が出来かねます。

(碓井委員)

戦略を策定した段階で当然ウェブ上で公開するかと思いますが、ウェブ上で公開して終わりということではなく、あるいはウェブ上で公開しているので市町村それぞれの担当者が読んで勉強してくださいということではなく、戦略を使って市町村の現場がどれだけちゃんと理解し、実際に動けるかが一番の課題だと思います。

様々な公園の担当者と話をしていて、実は生物多様性という言葉そのものがちゃんと認識されていないように私は感じています。資料 1 - 3 の生物多様性の認知度という数字も、本当にこんなに高いのかというのは正直なところ実感としてあります。

市町村の環境関係部署の方々も生物の専門ではありません。その方々がどれだけこの生物多様性保全戦略を理解し、なおかつ自分たちの立場でどう動けばいいのかというところまで県は相談指導していくべきだと思います。

(米林委員長)

生物教育をする立場として私も耳が痛いところではありますが、多分おっしゃるとおりの現 状だと思います。

その他ございますか。

(奥野委員)

今の碓井委員の御発言、そのとおりだと思います。県が県戦略を策定することと、市町村がそれをもって市町村戦略を策定していくことが現状連動していないように思っておりまして、市町村でしっかりとした市町村戦略を立てていかないと、末端に戦略が浸透していかないと思います。そして、戦略を立てていくことと同時に、市町村において戦略を実行していくべき人材の育成という点が非常に立ち遅れているように思います。

それからもう一つ OECM の関係ですが、30by30 を達成するための OECM ということではなく、 生物多様性を将来的に確保していくために OECM が必要なものだと考えています。この点も、も ちろん県がリーダーシップを取ることも必要ですが、実際に動くのはおそらく市町村になるのではないでしょうか。そこで、市町村が動きやすいような形の指導や助言、支援をしていく必要があると思います。例えば、企業との橋渡しをしていくだとか。庁内他部局、例えば指定史跡の整備をする中で環境的な部分が取り込まれることも往々にしてありますから、教育委員会と一緒に史跡の整備を行うだとか。具体的なことは県の機関同士としてやっていけるレベルであると思いますから、そういったところについても手を広げていくべきだと思います。

(前田委員)

いくつかありますので御容赦ください。

まず、先ほども少し御意見が出ました 30by30 のことですが、確かに国のカウントに倣えば恐らく埼玉県は 30%を達成できるのだろうと思います。ただ、その 30%と見込まれている範囲が実際に守られているかどうかを見ると、必ずしもそうではないという実情もあると思います。最近当協会へ御相談を受けたこととして、二子山の県立自然公園の普通地域にかかっている場所で、国内希少野生動植物種あるいは県内希少野生動植物種に指定されているような植物が、クライミングの活動によってダメージを受けたり、一部樹木を伐採されたりということがあります。

要は、自然公園の普通地域に限らず、担保性が低いものもこの 30%の中には含まれていると思います。いかにこの土地の担保性を高めていくかが重要で、それが言葉どおりネイチャーポジティブにつながっていくものだと認識しています。そして、もちろん公有地化をすることが一番理想的ですが、それに限らず、例えば自然公園について言えば、必要なところのランクを上げるよう調整するだとか、希少野生動植物種保護条例に基づいて保護地区を新たに設置するだとか、素案本文中では「検討する」となっていますが、ここは踏み込んで「設置する」という表記も必要ではないかと思います。

もちろん県だけでやれることではありませんので、市町村を含めて、市町村であれば今後策定する生物多様性地域戦略や関係する計画施策事業の中で、いかに担保性を高められるかに力点を置いてもらうようにする、そういったことが市町村に伝わるような、また県としてもちゃんとやるという姿勢を示すような県戦略にしていくことが大事だと思っています。その際に、埼玉県もそれなりの広さがありますから、どこをということが重要です。県の役割として、それぞれの市町村がこれから取り組むにあたってどこに力点を置いて取り組むべきなのかが分かるように、地図で示すということが必要だと思います。国家戦略の中では、空間計画やゾーニングという言葉も使われています。国家戦略でも必要なことと示されていますので、埼玉県の戦略でもここはしっかり示していくべきだと思います。

また、これに関係することで、指標のうち森林の整備面積があります。これは主に人工林の整備面積と理解していますが、これも本来であれば、特に西側に広がっている森林のどこでもやれば効果的かというと必ずしもそうではないと思っています。やはりこれもゾーニングがあり、それに従って整備していくことが大切であり、そういった意味でも県内のどの場所に力点を置いて取り組んでいくかというゾーニングが大事だと思い、それを戦略の中で示す必要があると感じています。

次に、49、50 ページですが、多自然川づくり推進の目標はリバーサポーターズの人数となっています。また、コラムでも Next 川の再生、水辺 de ベンチャーチャレンジが載っています。6 月県議会の自然再生循環社会対策特別委員会の中でも質疑があったかと思いますが、これまでの川の再生事業の取組を見ると、やはり利活用がメインの取組が多く、結果としては河川の生物多様性が損なわれてしまったということも少なくないと思います。もし、これをあえて戦略の指標に載せるのであれば、これから Next 川の再生、水辺 de ベンチャーチャレンジで行うものについては、健全な生態系が確保されるものかどうかを前提としたプロジェクトとなるよう市町村や事業者含めて改善するということが、指標として載せる上での重要な条件なのではな

いかと感じています。

また、身近な緑の創出について、埼玉県は長らく校庭の芝生化を進めてきています。ただ、この間随分世界情勢や国内の状況が変わってきており、今回の国家戦略において「芝生化」や「芝生」といった言葉は出ていません。また、都道府県市町村が地域戦略を作るにあたって参考とする指標カタログにおいてもやはり出てきません。出てくるのは、生物多様性に係る環境教育、環境学習等の推進といったところで、例えば学校でビオトープという表記がありますが、やはり芝生という言葉は出てきません。国家戦略に則って、整合をとるという意味でも、この芝生化を生物多様性の観点の中で施策として掲げたり、もしくはこの指標の身近な緑の創出面積の中にカウントしたりというのはどうなのかなと思います。

最後に、一番最後の「各主体に求められる役割」における県の役割を見ますと、県は普及啓発を果たすという印象を全般的に受けます。ただ、県として、県の予算を使って自ら行う事業も当然あるはずなので、例えばその事業については、その中でネイチャーポジティブを果たすような取組を推進すべきだと思います。国交省では、ネイチャーポジティブな流域治水といった表記も使うようになっています。海外ですと、イギリスでは2年前に新たな法律ができて、国内のほぼ全ての開発事業を行うにあたって開発前に比べて生物多様性を維持するだけでなく10%増加させるといった取組が始まっています。現状30by30を恐らく達成するだろうということであれば、先ほど牧野委員からもありましたが、県として、もう一歩踏み込んだ多少野心的な取組、文言もあって然るべきではないかと思います。

(米林委員長)

私が言いたかったこともかなり言っていただけたのですが、この素案だと県の役割があまり見えてこず、県がどのように汗をかくかということが見えづらく、少し上から目線で指導するという印象を受けてしまうのかなと思います。

(片岡委員)

皆様の御意見と被るので、少し私の感想や印象を申し上げます。新しい県戦略ということで、 国家戦略を受けて色々なアレンジを加えたという説明でしたが、私の感想としては、建付けが 新しくなっただけで中身はあまり変わっていない印象です。本当の意味でネイチャーポジティ ブを達成するというのであれば、この指標もこれで良いのか疑問に思います。例えば、横断的・ 基盤的戦略①の指標に、希少野生動植物種の新規保護増殖箇所数を10件にするとしていますが、 新規保護増殖たるものがネイチャーポジティブなのか、今はもうそういう時代ではないという 気がします。こういった言葉遣いや概念そのものも新しい国家戦略に合わせて変更していく必 要があると思います。

30by30 についても、現行戦略では森林の整備面積の目標値いくつ、みどりの保全面積の目標値いくつ、身近な緑の創出面積の目標値いくつという風にやっていましたが、例えばそれらを含めて 30%以上を目指すなど、具体的に今の国家戦略にマッチした形に目標値や数値も変えていく必要があると思います。また、30by30 の 30%以上を保護地域にというのは、県は達成される見込みであるということですが、さらに野心的、具体的な目標を専門家の先生方から示唆をいただいて出していく必要があると思います。

私は東京都の保全戦略会議にも出ていますが、東京都も30%は達成しています。小笠原なども入れているのでずるいと言えばずるいですが。その上で、今専門家で意見を出し合っているのは、本土部または23区の中で30%を達成しようということなどです。また、30by30の中身をもう少し紐解きますと、喪失した環境を30%回復させるということもありますので、そういったより前進させていくような目標設定を具体的に明確にしていく必要があると思いました。

最後に、自治体との連携について、素案で中心的に書かれているのは県がどう取り組むかということばかりで、最後の章の「各主体に求められる役割」がおまけのように感じます。そうで

はなく、国家戦略にもあるとおり、まず第一部が戦略で第二部が行動計画。つまり例えば今回の地域戦略の中で、戦略をいくつか県で考えているかと思いますが、その一つ一つに各主体に求められる役割や行動計画をくっつけていくということです。そしてこの戦略を参考に、各市町村が自ら地域戦略を作っていくと思いますので、ぜひその自治体と連携してほしいと思います。また、それだけでなく NPO、NGO、県民、企業それぞれがどうするべきかをまさに戦略一つ一つに行動計画として置いていくのが現実的だと思いました。

(平尾副委員長)

最初に質問ですが、生物多様性国家戦略を基本として素案を作ったということですが、素案の横断的・基盤的戦略「①生態系の健全性の回復」と「②取組を支える基盤整備」というのは国家戦略の基本戦略1と5に相当するかと思います。それに対して国家戦略基本戦略2、3、4の部分ですが、これらは本文中に散りばめられてはいるのですが、横断的・基盤的戦略には含まれていないようです。国家戦略基本戦略2、3、4が横断的・基盤的戦略から除かれているのはなぜか、素案の構成としてどういう事情でそこを除いたのかお伺いします。

(事務局)

戦略の名称が国家戦略と県戦略で同じになっているので、あたかもそこをなぞらえたかのような印象になっていますが、こちらは特段国家戦略の横断的・基盤的整備イコール県戦略の横断的・基盤的戦略、取組を支える基盤整備というような一対一には考えておりません。基本的に国家戦略の中で盛り込まれている取組のうち、今の県で取り組めるものや取り組むべきことを県戦略の中に落とし込んでいるというイメージになります。

(平尾副委員長)

私が申し上げたいことは、国家戦略をそのまま県戦略や基本戦略に反映した方が良いということではないです。国家戦略でネイチャーポジティブという新しい概念が出てきていますが、これがなぜ「生物多様性保全」ではなく「ネイチャーポジティブ」なのかという意味を考えますと、生物多様性を保全することでそれが様々な社会課題の解決に役立ったり、経済活動の活性化に役立ったり、あるいは我々県民の個人個人の生活を豊かにしたり、そういった社会に対するポジティブなフィードバックがあるからこそネイチャーポジティブなわけです。そういうところがないのであれば、ただ単に生物多様性保全ですので、国家戦略基本戦略1から5はセットで考えることに意味があるのではないかと私は感じています。

冒頭に星野委員からもネイチャーポジティブ経済やその消費行動に関する項目を盛り込んではどうかといった御意見等もありましたが、例えば NbS について国家戦略では Eco-DRR と都道府県の地域戦略を結び付けるという指標を設定していて、今ゼロですが国家戦略終了時に 47 都道府県でそういうものが作られると書かれています。そういった意味で国でも基本戦略 2、3、4 は県レベルで取り入れることを明示的に想定しているように感じております。

もちろん県独自の課題が当然ありますので、全てを反映する必要があると申し上げたいわけではないですが、本来のネイチャーポジティブを実現するという意味でも、国家戦略との整合性という意味でもやはりこの基本戦略 1 から 5 をベースにした上で、県独自の課題を抽出してそれと対応するところをやっていくような章立てが必要だと感じました。章立てという根本的なことを申し上げて恐縮ですが、基本戦略 2、3、4全でを入れられなくても、横断的・基盤的戦略の中にもう少し国家戦略に関係することをベースに入れつつ、その上でエリア別戦略の部分で県独自の課題との対応を作っていくような形で改定できればと思いました。

(江村委員)

県で取り組むべき課題に対し委員から色々御意見がありましたが、私は今回素案で取り組む

べき課題を挙げられて、今後また見直しながらもこういった枠組みで県としてしっかり進めていくという姿勢を感じたので、ぜひ進めていってもらいたいという希望です。

また、都市公園の整備による緑の創出ということが 56 ページから書かれていて、ちょうど春日部で行われている都市公園の写真が掲載されています。57 ページに図がありますが、この都市公園の整備に関して、私は川口市のイイナパークを昨年開設しています。そこで市長が子供たちに昆虫採集をさせたいということで私にコメントを求めてきたので、ちょうどイイナパークへ行ってみたらブルドーザーで工事をしている時で、山の方がまだ崩していなかったのを止めたということがありました。

つまり、都市公園を作るのは良いことですが、この素案の中身をそのまま題目にくっつけて、例えば「環境に配慮した」や「生物多様性に配慮した」、「生態系に配慮した」といった頭をつけると、市町村が公園を作るときに「環境に配慮した」とは何だと初めに考えるようになるのではないかと思います。そういったちょっとした頭出しの工夫で感覚が変わるように思いました。事例として、農業土木の部分で「環境に配慮した農業土木」と法律で一つ入れただけで農業土木関係者の雰囲気が変わったのを鮮明に記憶しています。この都市公園でもそういう項目を一つ頭出しするなどの工夫をすると良いと思いました。

(星野委員)

二点だけ申し上げます。一点は、先ほど申し上げましたように、全体的に経済界の取組は今まで生物多様性を損なうようなイメージがありましたが、むしろ経済界をいかに取り込んで、OECMにしても環境教育にしても生物多様性に配慮した消費生活の推進にしても取り組んでいくかという部分をきちんと位置付けるべきだと思います。

もう一点は、当日配布資料でも書きましたが、国家戦略を踏まえた素案ということで、国家戦略に出てくる新しい概念を全て盛り込んでいるように見えますが、実はコラムという形で位置付けられています。このコラムが何なのかと、単なる事例の紹介なのか、県が取り組むものもあればそうではないものもあります。これはもうコラムに逃げるのではなく、明確に県がやれることはちゃんと本文の行動計画に記載し、それを説明するのはコラムにするなど明確にした方が良いと思いました。

(片岡委員)

今後の進め方として、あと 2 回この会議があると伺っていますが、次回は 9 月ですかね。今回こうして事務局に一方的に意見を言って、先に進んで良いものか私も悩ましく思います。例えば戦略ごとに分けたり、横断的・基盤的戦略と個別のエリア別戦略に分けたりしてワーキンググループを設けて、小さく話し合うなどもう少し意見交換を重ねながら少しずつ前に進めていくような体制にした方が良いのではないかと思います。

また、先ほどのコラムに何を取り上げるべきかという点は私も思っております。例えば、各自 治体や NPO、NGO の成功事例や失敗事例を載せるなど色々使い方はあるかと思います。要は、私 自身思ったのが、この戦略を策定して誰に見せたいのか、誰に何をしてほしいのかが分かりに くく、このままでは県が自己満足で作ったように見えてしまうということです。まだ 1 回目の 素案ということでそのように見えてしまっていますので、やはり誰のために、誰に使ってほし いものなのかといったコンセプトを明確にするためにももう少し意見交換の時間を小さくいた だくのも良いかと思った次第です。

(米林委員長)

議題(4)で「今後のスケジュールについて」がありますので、それまでに県の考え方を整理していただいて、お答えできることとできないことがあろうかと思いますが、スケジュールについてはそのときに改めて県のコメントいただこうと思います。

そして、本質的な部分であるこの戦略を何のために誰のために作るのかという点は重要だと 思いますので、まず片岡委員はどこを目指すべきだとお考えですか。

(片岡委員)

まず今回は県が主体となって、この会議を通して次期戦略を立てますが、この目標を実現するためには、先ほど県がどのくらい汗をかくのかという話もありましたが、県が汗をかくばかりでなくどういう人たちが協力して目標を達成していくかというロードマップやミッションがもっと具体的に明記されるべきだと思います。先ほど他の委員がおっしゃったような行動計画や、各主体の役割がもう少し具体的に書き込まれるべきだと思います。

そして、それを書いて終わりではなく、書いたものを見てそれぞれの対象者がふむと思って 行動を変えていかなければなりません。目標を共有して行動に移していけるような本のデザインや中身、レイアウト。読んでもらって理解してもらって行動してもらうような本の中身やデザインも一つの工夫だと思っています。

(牧野委員)

30by30 について、先ほど陸の方は 30%達成しそうというのは良いのですが、海のない埼玉で海の 30%の方はどうするのでしょうか。埼玉は海は関係ないということなのか、聞いておきたかったというのが一つあります。

もう一つ、次回会議が 9 月ということであまりチャンスはありませんが、素案の中に数字を取り扱っている部分があります。例えば植物の方で何が何種という数字が入っているところがありますが、これらの数字が確かな数字かどうかもう一度確認していただきたいと思います。例えば、何々によればと書いてあっても、その元を見てもその数字が出てこないというような場所もあります。特にこれは県戦略として外に出ますと、これをまた引用する人が出てきますから、かなりしっかりとした数字にしていただくようお願いします。

(前田委員)

今の牧野委員の発言に関連して。確かに埼玉に海はありませんが、昆明・モントリオール生物 多様性枠組のターゲット原文を見ますと、陸域及び内陸水域並びに沿岸域及び海域の 30%以上 となっています。そうすると埼玉に海はありませんが、この内陸水域というのは非常に重要に なると思いますので、次期戦略の中で新たにエリア別のところに「多様な水域」が加わっている 点は前進だと思います。ただ、実際に 30by30 の数字で見たときに、この内陸水域もどうかということも戦略の中でしっかり精査する必要があるのではないかと思っています。

(事務局)

そのあたりの取扱いについては、こちらも再度国に確認しつつ整理したいと思いますので、 御意見ありがとうございます。

(米林委員長)

最後に少し私の意見を。これは「保全戦略」なので、戦略的なものにしてほしいと思います。 戦略とは何かと言うと、生物多様性保全をいかに実行できるかという結論に向かうための作戦 書です。したがって、あまり立派な役所文書にする必要はなく、むしろ作戦を成功させるための 担い手たちにわかりやすい文書とすべきで、そのために必要ないところは思い切って削除すべ きだと思います。

また、「戦略」なので戦術から組み立てるのではなく、どういうゴールを設定して、国の言葉で言えばロードマップという形でそこに向かっていくかという流れが良いと思います。最終目標はどれだけ実効性を上げられるかだと思います。

(星野委員)

先ほど平尾委員から国の基本戦略2から4の部分が県戦略から抜けているという話でしたが、恐らくこれまでの生物多様性戦略だと、例えば県の環境部以外の事業が戦略に載ってしまうとそれに生物的な縛りができるようなイメージがあったのだと思います。しかし、先ほど平尾委員がおっしゃったように、今回このネイチャーポジティブが社会に対してポジティブなものを出すという意味では、むしろ県土整備部や都市整備部、農林部の事業が戦略に載ることによって、今社会のメジャーとして出そうとしているネイチャーポジティブの流れに乗って事業が推進できるのだというくらいの気持ちで、戦略としては大枠のところを幅広に載せていくと良いと思います。そうやって全体を巻き込んでネイチャーポジティブへ向かっていくという姿勢の戦略にしていく必要があると思います。

◎議事(4) 今後のスケジュールについて

(米林委員長)

それでは次に「議題(4)今後のスケジュールについて」事務局からお願いします。

(事務局)

(資料に沿って説明)

資料3「今後のスケジュール(予定)について」

(米林委員長)

先ほど片岡委員から、県も大変でしょうからという意味で小グループでの検討会の御提案もございましたが、ひとまずは従来予定していた形で、必要に応じて御相談という流れになるのかと思います。

ただいまの事務局からの説明に対し何か御意見御質問はございますか。<意見等なし>また、全体を通じての御質問等ございますか。<意見等なし>

それでは、次第で予定されていた議題は以上となりますので、進行を事務局へお返ししたい と思います。御協力ありがとうございました。

◎閉会(司会)

委員の皆様には、長時間にわたり活発な議論をいただきありがとうございました。第2回会議につきましては、改めて日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして「第1回埼玉県生物多様性保全戦略改定検討委員会」を終了いた します。本日はありがとうございました。

以 上